

改 定 後

建設業許可の手引き

令和3年9月改定版

宮 城 県 土 木 部

改 定 前

建設業許可の手引き

令和3年3月改訂版

(令和3年4月1日施行)

宮 城 県 土 木 部

改 定 後

3 許可の有効期間—法第3条—

許可の有効期間は、許可のあった日から5年目の許可日に対応する日の前日をもって満了します。許可の有効期間の末日が日曜日等の行政庁の休日であっても同様の取扱いになります。

したがって、引き続き当該許可に係る建設業者として営業する場合には、期限が満了する日の30日前までに、許可を受けた時と同様の手続きにより許可の更新の手続きをとらなければなりません。手続きを怠れば期間満了とともにその効力を失い、当該許可に係る建設業者として営業することができなくなります。

なお、許可の更新の手続きを行えば、有効期間の満了後であっても許可又は不許可の処分があるまでは、従前の許可が有効です。

4 許可の基準（許可を受けるための資格要件）—法第7・8・15条—

許可を受けるためには、次の下表の項目に掲げる資格要件を備えていることが必要です。

- 1 建設業に係る経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有していること。
- 2 専任技術者を営業所ごとに置いていること。
- 3 請負契約に関して誠実性を有していること。
- 4 請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること。
- 5 欠格要件等に該当しないこと。

項目	一般建設業 —法第7条第1号—	特定建設業 —法第15条第1号— 同左
1 建設業に係る経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合する者であること。（建設業法施行規則第7条第1号及び第2号の基準を満たす者であること。）	<p>●規則第7条第1号</p> <p>イ 常勤役員等のうち一人が次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>① 建設業に関し五年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者</p> <p>② 建設業に関し五年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経営業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）として経営業務を管理した経験を有する者</p> <p>③ 建設業に関し六年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経営業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験を有する者</p>	<p>業務を執行する社員、取締役、執行役員若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、経営業務の執行等建設業の経営業務について総合的に管理した経験を有する者。</p> <p>取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮および命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験。</p>

経営業務の管理責任者に準ずる地位（業務を執行する社員、取締役、執行役員若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位にある者）にあって、建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経営業務全般について、従事した経験。

改 定 前

3 許可の有効期間—法第3条—

許可の有効期間は、許可のあった日から5年目の許可日に対応する日の前日をもって満了します。許可の有効期間の末日が日曜日等の行政庁の休日であっても同様の取扱いになります。

したがって、引き続き当該許可に係る建設業者として営業する場合には、期限が満了する日の30日前までに、許可を受けた時と同様の手続きにより許可の更新の手続きをとらなければなりません。手続きを怠れば期間満了とともにその効力を失い、当該許可に係る建設業者として営業することができなくなります。

なお、許可の更新の手続きを行えば、有効期間の満了後であっても許可又は不許可の処分があるまでは、従前の許可が有効です。

4 許可の基準（許可を受けるための資格要件）—法第7・8・15条—

許可を受けるためには、次の下表の項目に掲げる資格要件を備えていることが必要です。

- 1 建設業に係る経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有していること。
- 2 専任技術者を営業所ごとに置いていること。
- 3 請負契約に関して誠実性を有していること。
- 4 請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること。
- 5 欠格要件等に該当しないこと。

項目	一般建設業 —法第7条第1号—	特定建設業 —法第15条第1号— 同左
1 建設業に係る経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合する者であること。（建設業法施行規則第7条第1項第1号及び第2号の基準を満たす者であること。）	<p>●規則第7条第1号</p> <p>イ 常勤役員等のうち一人が次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>○ 建設業に関し五年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者</p> <p>○ 建設業に関し五年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経営業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）として経営業務を管理した経験を有する者</p> <p>○ 建設業に関し六年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経営業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験を有する者</p>	<p>業務を執行する社員、取締役、執行役員若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、経営業務の執行等建設業の経営業務について総合的に管理した経験を有する者。</p> <p>取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮および命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験。</p>

経営業務の管理責任者に準ずる地位（業務を執行する社員、取締役、執行役員若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位にある者）にあって、建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経営業務全般について、従事した経験。

改定後

		<p>した者であること。</p> <p>ハ 雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第五条第一項に規定する適用事業の事業所に該当する全ての営業所に関し、雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第四百十一条第一項の規定による届書を提出した者であること。</p>	
2	すべての営業所に、右のいずれかに該当する専任技術者がいること。	<p>一法第7条第2号一</p> <p>許可を受けようとする建設業に係る建設工事に、次に掲げるいずれかの要件に該当する者</p> <p>イ 指定学科を卒業後</p> <p>① 高校（旧実業学校含む）、中等教育学校、専門学校（1年制） ⇒ 5年以上の実務経験を有する者</p> <p>② 大学（短期大学、高等専門学校・旧専門学校を含む）、専門学校（2年制以上） ⇒ 3年以上の実務経験を有する者</p> <p>指定学科—P.69表参照</p> <p>ロ 10年以上の実務経験を有する者（学歴・資格を問わない。）</p> <p>ハ イ、ロと同等又はそれ以上の知識・技術・技能を有すると認められた者</p> <p>① 指定学科に関し</p> <ul style="list-style-type: none"> 旧実業学校卒業程度検定合格後5年以上の実務経験を有する者 旧専門学校卒業程度検定合格後3年以上の実務経験を有する者 <p>② P70-72表の資格区分「○」、「□」、及び「●」、「■」に該当する者</p> <p>③ その他、国土交通大臣が個別の申請に基づき認められた者</p>	<p>一法第15条第2号一</p> <p>イ P.70-72表の資格区分「●」、「■」に該当する者</p> <p>ロ 法第7条第2号イ・ロ・ハに該当（同左）し、かつ元請として4,500万円以上の工事について2年以上の指導監督的な実務経験を有する者</p> <p>ハ 国土交通大臣が、イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められた者</p> <p>（注）指定建設業については、上記のイ又はハに該当する者であること。（指定建設業についてはP.14参照）</p> <p>（※）役員等とは</p> <p>①相談役②顧問③総株主の議決権の100分の5以上を有する株主（個人に限る）④出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人に限る）⑤その他役職を問わず取締役と同等以上の支配力を有する者</p>
3	請負契約に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者ではないこと。	<p>一法第7条第3号一</p> <p>法人・法人の役員等（※）、個人事業主・支配人、支店長・営業所長が左に該当すること。</p>	<p>一法第15条第1号一</p> <p>同左</p>

いずれも学校教育法によるもの。いわゆる「職業能力開発大学校」等は含みません。

指定学科—P.69表参照

（※）役員等とは

①相談役②顧問③総株主の議決権の100分の5以上を有する株主（個人に限る）④出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人に限る）⑤その他役職を問わず取締役と同等以上の支配力を有する者

改定前

		<p>した者であること。</p> <p>ハ 雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第五条第一項に規定する適用事業の事業所に該当する全ての営業所に関し、雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第四百十一条第一項の規定による届書を提出した者であること。</p>	
2	すべての営業所に、右のいずれかに該当する専任技術者がいること。	<p>一法第7条第2号一</p> <p>許可を受けようとする建設業に係る建設工事に、次に掲げるいずれかの要件に該当する者</p> <p>イ 指定学科を卒業後</p> <p>○ 高校（旧実業学校含む）、中等教育学校、専門学校（1年制） ⇒ 5年以上の実務経験を有する者</p> <p>○ 大学（短期大学、高等専門学校・旧専門学校を含む）、専門学校（2年制以上） ⇒ 3年以上の実務経験を有する者</p> <p>指定学科—P.69表参照</p> <p>ロ 10年以上の実務経験を有する者（学歴・資格を問わない。）</p> <p>ハ イ、ロと同等又はそれ以上の知識・技術・技能を有すると認められた者</p> <p>○ 指定学科に関し</p> <ul style="list-style-type: none"> 旧実業学校卒業程度検定合格後5年以上の実務経験を有する者 旧専門学校卒業程度検定合格後3年以上の実務経験を有する者 <p>○ P70-72表の資格区分「○」、「□」または「☆」、及び「●」、「■」または「★」に該当する者</p> <p>○ その他、国土交通大臣が個別の申請に基づき認められた者</p>	<p>一法第15条第2号一</p> <p>イ P.70-72表の資格区分「●」、「■」または「★」に該当する者</p> <p>ロ 法第7条第2号イ・ロ・ハに該当（同左）し、かつ元請として4,500万円以上の工事について2年以上の指導監督的な実務経験を有する者</p> <p>ハ 国土交通大臣が、イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められた者</p> <p>（注）指定建設業については、上記のイ又はハに該当する者であること。（指定建設業についてはP.14参照）</p> <p>（※）役員等とは</p> <p>○ 相談役○ 顧問○ 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主（個人に限る）○ 出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人に限る）○ その他役職を問わず取締役と同等以上の支配力を有する者</p>
3	請負契約に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者ではないこと。	<p>一法第7条第3号一</p> <p>法人・法人の役員等（※）、個人事業主・支配人、支店長・営業所長が左に該当すること。</p>	<p>一法第15条第1号一</p> <p>同左</p>

いずれも学校教育法によるもの。いわゆる「職業能力開発大学校」等は含みません。

指定学科—P.69表参照

（※）役員等とは

○ 相談役○ 顧問○ 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主（個人に限る）○ 出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人に限る）○ その他役職を問わず取締役と同等以上の支配力を有する者

改定後

4 財 産 的 基 礎 等	請負契約を履行するに足る財産的基礎等のあること。	<p>—法第7条第4号—</p> <p>次のいずれかに該当すること。</p> <p>① 自己資本が500万円以上あること。</p> <p>② 500万円以上の資金調達能力のあること。</p> <p>③ 直前5年間許可を受けて継続して営業した実績のあること。</p>	<p>—法第15条第3号—</p> <p>次のすべての要件に該当すること。 (注) P.20(4)参照</p> <p>① 欠損の額が資本金の20%を超えないこと。</p> <p>② 流動比率が75%以上であること。</p> <p>③ 資本金が2,000万円以上であること。</p> <p>④ 自己資本が4,000万円以上あること。</p> <p>※新規設立の場合は、資本金の額が4,000万円以上あれば上記に該当します。</p>
5 そ の 他	欠格要件等	<p>—法第8条—</p> <p>下記のいずれかに該当するものは、許可を受けられません。</p> <p>イ 許可申請書又は添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき。</p> <p>ロ 法人・法人の役員等、個人事業主・支配人、その他支店長・営業所長等が、次のような要件に該当しているとき。</p> <p>① 心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの(★)又は破産者で復権を得ない者</p> <p>② 不正の手段で許可を受けたこと等により、その許可を取り消されて5年を経過しない者</p> <p>③ 許可の取り消しを逃れるために廃業の届出をしてから5年を経過しない者</p> <p>④ 建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼしたとき、あるいは危害を及ぼすおそれが大であるとき、又は請負契約に関し不誠実な行為をしたこと等により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</p> <p>⑤ 禁固以上の刑に処せられその刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>⑥ 建設業法、建築基準法、労働基準法等の建設工事に関する法令のうち政令で定めるもの(★)、若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、または刑法等の一定の罪を犯し罰金刑に処せられ、刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>⑦ 暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)</p> <p>⑧ 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p>	

(★)建設業法施行規則第八条の二参照

(★)政令とは、建設業法施行令第3条の2を指す。

改定前

4 財 産 的 基 礎 等	請負契約を履行するに足る財産的基礎等のあること。	<p>—法第7条第4号—</p> <p>次のいずれかに該当すること。</p> <p>① 自己資本が500万円以上あること。</p> <p>② 500万円以上の資金調達能力のあること。</p> <p>③ 直前5年間許可を受けて継続して営業した実績のあること。</p>	<p>—法第15条第3号—</p> <p>次のすべての要件に該当すること。 (注) P.20(4)参照</p> <p>① 欠損の額が資本金の20%を超えないこと。</p> <p>② 流動比率が75%以上であること。</p> <p>③ 資本金が2,000万円以上であること。</p> <p>④ 自己資本が4,000万円以上あること。</p> <p>※新規設立の場合は、資本金の額が4,000万円以上あれば上記に該当します。</p>
5 そ の 他	欠格要件等	<p>—法第8条—</p> <p>下記のいずれかに該当するものは、許可を受けられません。</p> <p>イ 許可申請書又は添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき。</p> <p>ロ 法人・法人の役員等、個人事業主・支配人、その他支店長・営業所長等が、次のような要件に該当しているとき。</p> <p>① 心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの(★)又は破産者で復権を得ない者</p> <p>② 不正の手段で許可を受けたこと等により、その許可を取り消されて5年を経過しない者</p> <p>③ 許可の取り消しを逃れるために廃業の届出をしてから5年を経過しない者</p> <p>④ 建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼしたとき、あるいは危害を及ぼすおそれが大であるとき、又は請負契約に関し不誠実な行為をしたこと等により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</p> <p>⑤ 禁固以上の刑に処せられその刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>⑥ 建設業法、建築基準法、労働基準法等の建設工事に関する法令のうち政令で定めるもの(★)、若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、または刑法等の一定の罪を犯し罰金刑に処せられ、刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>⑦ 暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)</p> <p>⑧ 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p>	

(★)建設業法施行規則第八条の二参照

(★)政令とは、建設業法施行令第3条の2を指す。

改定後

(1) 適正な経営体制

イ 「常勤役員等」とは、法人である場合においてはその役員のうち常勤であるもの、個人である場合にはその者又はその支配人をいい、「役員」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいいます。

ロ 常勤役員等又は常勤役員等を直接に補佐する者は、営業所専任技術者の要件を備えている場合には、同一営業所(原則として本社又は本店等)内に限って当該技術者を兼ねることができます。

ハ 常勤役員等を直接に補佐する者が、財務管理、労務管理又は業務運営のうち複数の業務経験を有する者であるときは、その1人の者が当該業務経験に係る常勤役員等を直接に補佐する者を兼ねることができます。また、財務管理、労務管理又は業務運営のうち複数を担当する地位での経験については、それぞれの業務経験としてその期間を計算することができます。

ニ 「財務管理の業務経験」とは、建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどを行う部署におけるこれらの業務経験をいいます。

「労務管理の業務経験」とは、社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きを行う部署におけるこれらの業務経験をいいます。

「業務運営の経験」とは、会社の経営方針や運営方針を策定、実施する部署におけるこれらの業務経験をいいます。

これらの経験は、申請事業者における経験に限られます。「直接に補佐する」とは、常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、組織体系上及び実態上当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を行うことをいいます。

(2) 専任技術者

「専任技術者」とは、その営業所に常勤して、専らその業務に従事する者をいいます。

イ 2以上の業種の許可を申請する場合、同表の各基準を満たしている者は、同一営業所内において、それぞれの業種の「専任技術者」を兼ねることができます。

ロ 常勤役員等又は常勤役員等を直接に補佐する者は、営業所専任技術者の要件を備えている場合には、同一営業所(原則として本社又は本店等)内に限って当該技術者を兼ねることができます。

ハ 「専任技術者」は、建設業の他社の技術者及び管理建築士、宅地建物取引主任者等他の法令により専任性を要するとされる者と兼ねることはできません。ただし、同一企業で同一の営業所である場合は、兼ねることができます。

ニ 「実務経験」とは、許可を受けようとする建設工事に関する技術上の経験をいいます。したがって、建設工事の施工を指揮、監督した経験及び実際に建設工事の施工に携わった経験はもちろんのこと、これらの経験は請負人の立場における経験に限られないから、建設工事の注文者側において設計に従事した経験あるいは現場監督技術者としての経験も含まれるが、工事現場の単なる雑務や事務の仕事に関する経験は含まれません。

ホ 「指導監督的な実務経験」とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任又は工事現場監督のような資格で工事の技術面を総合的に指導した経験をいいます。

ヘ 「指定建設業」(P14(注)参照)について、特定建設業の許可を受けようとする場合は、一級の国家資格、技術士の資格又は国土交通大臣がそれと同等以上の能力を有するものと認定した者でなければなりません。

改定前

(1) 適正な経営体制

イ 「常勤役員等」とは、法人である場合においてはその役員のうち常勤であるもの、個人である場合にはその者又はその支配人をいい、「役員」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいいます。

ロ 常勤役員等又は常勤役員等を直接に補佐する者は、営業所専任技術者の要件を備えている場合には、同一営業所(原則として本社又は本店等)内に限って当該技術者を兼ねることができます。

ハ 常勤役員等を直接に補佐する者が、財務管理、労務管理又は業務運営のうち複数の業務経験を有する者であるときは、その1人の者が当該業務経験に係る常勤役員等を直接に補佐する者を兼ねることができます。また、財務管理、労務管理又は業務運営のうち複数を担当する地位での経験については、それぞれの業務経験としてその期間を計算することができます。

ニ 「財務管理の業務経験」とは、建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどを行う部署におけるこれらの業務経験をいいます。

「労務管理の業務経験」とは、社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きを行う部署におけるこれらの業務経験をいいます。

「業務運営の経験」とは、会社の経営方針や運営方針を策定、実施する部署におけるこれらの業務経験をいいます。

これらの経験は、申請事業者における経験に限られます。「直接に補佐する」とは、常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、組織体系上及び実態上当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を行うことをいいます。

(2) 専任技術者

「専任技術者」とは、その営業所に常勤して、専らその業務に従事する者をいいます。

イ 2以上の業種の許可を申請する場合、同表の各基準を満たしている者は、同一営業所内において、それぞれの業種の「専任技術者」を兼ねることができます。

ロ 常勤役員等又は常勤役員等を直接に補佐する者は、営業所専任技術者の要件を備えている場合には、同一営業所(原則として本社又は本店等)内に限って当該技術者を兼ねることができます。

ハ 「専任技術者」は、建設業の他社の技術者及び管理建築士、宅地建物取引主任者等他の法令により専任性を要するとされる者と兼ねることはできません。ただし、同一企業で同一の営業所である場合は、兼ねることができます。

ニ 「実務経験」とは、許可を受けようとする建設工事に関する技術上の経験をいいます。したがって、建設工事の施工を指揮、監督した経験及び実際に建設工事の施工に携わった経験はもちろんのこと、これらの経験は請負人の立場における経験に限られないから、建設工事の注文者側において設計に従事した経験あるいは現場監督技術者としての経験も含まれるが、工事現場の単なる雑務や事務の仕事に関する経験は含まれません。

ホ 「指導監督的な実務経験」とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任又は工事現場監督のような資格で工事の技術面を総合的に指導した経験をいいます。

ヘ 「指定建設業」(P14(注)参照)について、特定建設業の許可を受けようとする場合は、一級の国家資格、技術士の資格又は国土交通大臣がそれと同等以上の能力を有するものと認定した者でなければなりません。

改 定 後

(5) 欠格要件等

P18の5のロ①について、下記イ及びロの提出書類（申請又は届出日前3月以内に発行されたもの）が必要です。

イ 法務局が交付する「登記されていないことの証明書」

許可申請者（法人の役員等全員（株主等を除く）・本人・法定代理人）及び建設業法施行令第3条に規定する使用人が、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

ロ 市区町村長が交付する「身元（身分）証明書」

許可申請者（法人の役員等全員（株主等を除く）・本人・法定代理人）及び建設業法施行令第3条に規定する使用人が、成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書

(注1) イの「登記されていないことの証明書」は全国の法務局・地方法務局の本局窓口で発行されます。宮城県内では仙台法務局において発行が可能ですが、仙台法務局の支局・出張所の窓口では発行できませんのでご注意ください。また、郵送により証明書の請求を行う場合、発行は東京法務局のみとなります。（郵送による交付を希望される場合にはお近くの法務局にご相談下さい。）

(注2) ロの「身元（身分）証明書」は本籍を所管する各市区町村で発行されます。

(注3) 成年被後見人又は被保佐人に該当する場合であっても、医師の診断書などにより、回復の見込みや医師の所見を考慮した上で、建設業を適正に営むために必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができると認められる場合については、当該欠格事由に該当しない場合がありますので、個別に御相談願います。

改 定 前

(5) 欠格要件等

P18の2の⑥について、下記イ及びロの提出書類（申請又は届出日前3月以内に発行されたもの）が必要です。

イ 法務局が交付する「登記されていないことの証明書」

許可申請者（法人の役員等全員（株主等を除く）・本人・法定代理人）及び建設業法施行令第3条に規定する使用人が、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

ロ 市区町村長が交付する「身元（身分）証明書」

許可申請者（法人の役員等全員（株主等を除く）・本人・法定代理人）及び建設業法施行令第3条に規定する使用人が、成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書

(注1) イの「登記されていないことの証明書」は全国の法務局・地方法務局の本局窓口で発行されます。宮城県内では仙台法務局において発行が可能ですが、仙台法務局の支局・出張所の窓口では発行できませんのでご注意ください。また、郵送により証明書の請求を行う場合、発行は東京法務局のみとなります。（郵送による交付を希望される場合にはお近くの法務局にご相談下さい。）

(注2) ロの「身元（身分）証明書」は本籍を所管する各市区町村で発行されます。

(注3) 成年被後見人又は被保佐人に該当する場合であっても、医師の診断書などにより、回復の見込みや医師の所見を考慮した上で、建設業を適正に営むために必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができると認められる場合については、当該欠格事由に該当しない場合がありますので、個別に御相談願います。

改定後

《宮城県収入証紙の販売について》

県内に本店を置く銀行、信用金庫等

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kaikei/sendai.html>（会計課ホームページ）で購入してください。

（2）国土交通大臣許可の申請手続

宮城県内に主たる営業所があり国土交通大臣許可の申請をする方は、東北地方整備局で発行する「東北地方整備局管内の建設業大臣許可業者における建設業許可の手引き」を確認の上、以下の受付窓口提出申请してください。（※申請書類の内容に関する質問は、東北地方整備局までお願いいたします。）

※本手引きは主に宮城県知事許可業者を対象としていますので、国土交通大臣許可を申請する際の提出書類と異なる場合があります。特に確認資料については直接下記までお問い合わせください。

《管轄行政庁・申請窓口》（郵送可）

国土交通省東北地方整備局 建設部建設産業課建設業係

〒980-8602 仙台市青葉区本町3丁目3-1 仙台第1地方合同庁舎（B棟）14階

電話： 022-225-2171（代表）（内線6145）

※新型コロナウイルス感染症対策のため、書類の提出方法が変更になる場合があります。最新の情報を下記HP等で御確認ください。

ホームページアドレス：<http://www.thr.mlit.go.jp/>

改定前

《宮城県収入証紙の販売について》

県内に本店を置く銀行、信用金庫等

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kaikei/sendai.html>（会計課ホームページ）で購入してください。

（2）国土交通大臣許可の申請手続

宮城県内に主たる営業所があり国土交通大臣許可の申請を申請する方は、東北地方整備局で発行する「東北地方整備局管内の建設業大臣許可業者における建設業許可の手引き」を確認の上、以下の受付窓口提出申请してください。（※申請書類の内容に関する質問は、東北地方整備局までお願いいたします。）

※本手引きは主に宮城県知事許可業者を対象としていますので、国土交通大臣許可を申請する際の提出書類と異なる場合があります。特に確認資料については直接下記までお問い合わせください。

《管轄行政庁・申請窓口》（郵送可）

国土交通省東北地方整備局 建設部建設産業課建設業係

〒980-8602 仙台市青葉区本町3丁目3-1 仙台第1地方合同庁舎（B棟）14階

電話： 022-225-2171（代表）（内線6145）

※新型コロナウイルス感染症対策のため、書類の提出方法が変更になる場合があります。最新の情報を下記HP等で御確認ください。

ホームページアドレス：<http://www.thr.mlit.go.jp/>

改定後

31	財務諸表表紙第十五号第十六号第十七号の二第十七号の三	財務諸表（法人用）（直前1年分）（注3）	79-93	○			新規設立会社で決算期が未到来の場合は開始貸借対照表
32	財務諸表表紙第十八号第十九号	財務諸表（個人用）（直前1年分）	79, 93-96	○			新規開業で決算期が未到来の場合は添付不要
33		登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	—	○		△	発行後3か月以内のもの
34	第二十号	営業の沿革	97	○		○	
35	第二十号の二	所属建設業者団体	98	○		△	該当なしの場合も添付
36		納税証明書（原本）	—	○			・新規設立会社で決算期未到来の場合は、法人設立等届出書又は電子申請受付確認のハードコピー等を添付
		※以下の記載があるもの ・納付すべき額 ・納付済額		○			・個人で決算期未到来の場合は事業開始等届出書又は電子申請受付確認のハードコピー等を添付
37	第二十号の三	主要取引金融機関名	99	○		△	
38		既に受けている建設業の許可通知書	—	△			許可換え新規の場合必要
39		委任状	—	☆	☆	☆	代理申請の場合発行後3か月以内のもの
確認資料		常勤性の確認資料（常勤役員等・専技）	—	○	○	○	
		営業所所在地の確認資料	32	○			
		財産的基礎の確認資料（注4）	20	○	○	○	
		適正な経営体制の確認資料	55, 63	○	△		p56,p64(注6)要確認
		実務経験の確認資料	68, 74	○	○		国家資格の場合は不要
		保険加入状況の確認資料	66	○	○	○	

○印→必要とする書類
△印→既に申請（変更届を含む。）したものと記載事項に変更がない場合は省略できる書類
☆印→場合によっては必要な書類

（注1）No. 19～23について
該当するもののみ添付して下さい。国土交通大臣による特別認定者で専任技術者になっている者が、許可の有効期間内に認定の更新を行った場合は、許可の更新時に認定書の写しを添付して下さい。

（注2）No. 26「許可申請者が成年被後見人等に該当しない旨の証明書」について
取締役ではない「相談役」「顧問」「100分の5以上の株主」「100分の5以上の出資者」（いずれも個人に限る）については、役員等の一覧表（別紙1）に記載する必要がありますが、法務局が交付する「登記されていないことの証明書」及び市区町村長が交付する「身元（身分）証明書」の添付は不要です。

（注3）No. 31の附属明細表〔様式第十七号の三〕について
資本金が1億円を超える、又は最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が200億円以上の株式会社のみ提出が必要です。

※法第十七条の二、三に規定される譲渡・合併・分割・相続を伴う認可申請書類については、**本手引き記載例の様式とは異なります**ので、御注意ください。
様式は、事業管理課HPに掲載しております。これらの申請にあたっては、お早めに管轄の土木事務所へ御相談願います。

改定前

31	財務諸表表紙第十五号第十六号第十七号の二第十七号の三	財務諸表（法人用）（直前1年分）（注3）	79-93	○			新規設立会社で決算期が未到来の場合は開始貸借対照表
32	財務諸表表紙第十八号第十九号	財務諸表（個人用）（直前1年分）	79, 93-96	○			新規開業で決算期が未到来の場合は添付不要
33		登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	—	○		△	発行後3か月以内のもの
34	第二十号	営業の沿革	97	○		○	
35	第二十号の二	所属建設業者団体	98	○		△	該当なしの場合も添付
36		納税証明書（原本）	—	○			・新規設立会社で決算期未到来の場合は、法人設立等届出書又は電子申請受付確認のハードコピー等を添付
		※以下の記載があるもの ・納付すべき額 ・納付済額		○			・個人で決算期未到来の場合は事業開始等届出書又は電子申請受付確認のハードコピー等を添付
37	第二十号の三	主要取引金融機関名	99	○		△	
38		既に受けている建設業の許可通知書	—	△			許可換え新規の場合必要
39		委任状	—	☆	☆	☆	代理申請の場合発行後3か月以内のもの
確認資料		常勤性の確認資料（常勤役員等・専技）	—	○	○	○	
		営業所所在地の確認資料	32	○			
		財産的基礎の確認資料（注4）	20	○	○	○	
		適正な経営体制の確認資料	55, 63	○	△		p56,p64(注6)要確認
		実務経験の確認資料	68, 74	○	○		国家資格の場合は不要
		保険加入状況の確認資料	66	○	○	○	

○印→必要とする書類
△印→既に申請（変更届を含む。）したものと記載事項に変更がない場合は省略できる書類
☆印→場合によっては必要な書類

（注1）No. 19～23について
該当するもののみ添付して下さい。国土交通大臣による特別認定者で専任技術者になっている者が、許可の有効期間内に認定の更新を行った場合は、許可の更新時に認定書の写しを添付して下さい。

（注2）No. 26「許可申請者が成年被後見人等に該当しない旨の証明書」について
取締役ではない「相談役」「顧問」「100分の5以上の株主」「100分の5以上の出資者」（いずれも個人に限る）については、役員等の一覧表（別紙1）に記載する必要がありますが、法務局が交付する「登記されていないことの証明書」及び市区町村長が交付する「身元（身分）証明書」の添付は不要です。

（注3）No. 31の附属明細表〔様式第十七号の三〕について
資本金が1億円を超える、又は最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が200億円以上の株式会社のみ提出が必要です。

※法第十七条の二、三に規定される譲渡・合併・分割・相続を伴う認可申請書類については、**本手引き記載例の様式とは異なります**ので、御注意ください。
様式は、事業管理課HPに掲載しております。これらの申請にあたっては、お早めに管轄の土木事務所へ御相談願います。

改 定 後

(注) 配置技術者について

建設業者（建設業の許可を受けている者）は、監理技術者を置かなければならない場合及び法第26条の3に規定される特定専門工事（下請け金額の合計額が3,500万円未満の鉄筋工事及び型枠工事）に該当する場合を除いて、（許可を有していない業種も含め）軽微な建設工事でも主任技術者を配置する必要があります。

監理技術者を置かなければならない場合とは、発注者から直接工事を請け負い（元請）、そのうち4,000万円（建築一式工事の場合6,000万円）以上の下請契約をして工事を施工する場合があります。

【主任技術者・監理技術者となるための要件】

主任技術者（法第26条第1項）・・・法第7条第2号イ、ロ、又はハに該当する者

監理技術者（法第26条第2項）・・・法第15条第2号イ、ロ、又はハに該当する者
(指定建設業についてはイ又はハに該当する者)

波線部についてはP.17を参照

改 定 前

(注) 配置技術者について

建設業者（建設業の許可を受けている者）は、監理技術者を置かなければならない場合及び法第26の3に規定される特定専門工事（下請け金額の合計額が3,500万円未満の鉄筋工事及び型枠工事）に該当する場合を除いて、（許可を有していない業種も含め）軽微な建設工事でも主任技術者を配置する必要があります。

監理技術者を置かなければならない場合とは、発注者から直接工事を請け負い（元請）、そのうち4,000万円（建築一式工事の場合6,000万円）以上の下請契約をして工事を施工する場合があります。

【主任技術者・監理技術者となるための要件】

主任技術者（法第26条第1項）・・・法第7条第2号イ、ロ、又はハに該当する者

監理技術者（法第26条第2項）・・・法第15条第2号イ、ロ、又はハに該当する者
(指定建設業についてはイ又はハに該当する者)

波線部についてはP.16を参照

適正な経営体制の確認資料（規則第7条1号イ該当の場合）

	<p>1 常勤性を証明するものとして次のいずれか</p> <p>イ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写 ← 被保険者等記号・番号にマスキングをすること。</p> <p>ロ 健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書の写</p> <p>ハ 住民税特別徴収義務者指定及び税額通知の写</p> <p>ニ 確定申告書→法人においては法人税確定申告書の表紙及び役員報酬手当等及び人件費の内訳書の写 →個人においては所得税確定申告書の表紙の写及び専従者欄の写</p> <p>※出向の場合には別途確認資料が必要となります。個別に御相談ください。 ※現住所が勤務を要する営業所の所在地から遠距離にある場合（通勤時間が標準的な通勤経路において概ね2時間を超える場合は、（公共交通機関利用の場合は）通勤定期券、（車通勤の場合は）通勤経路図（所要時間を明記して作成）及び高速料金領収証、E T Cの利用明細書等の資料（写）を追加で提出していただきます。</p> <p>2 役職名及び経験年数を確認するもの</p> <p>イ 法人の役員にあつては、登記事項証明書又は閉鎖した役員欄の謄本（期間分） なお、更新の場合で経営業務の管理責任者に変更がない場合は確認資料不要。</p> <p>ロ 令第3条に規定する使用人にあつては、期間分の建設業許可申請書及び変更届出書（着任時と退任時）等の写</p> <p>ハ 個人の場合は経営経験を証明する期間分の確定申告書の写</p> <p>ニ 執行役員等（※）で申請する場合の確認資料（①～④の要件を全て満たす必要があります。） ※取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮および命令のもとに、具体的な業務執行に専念した者。</p> <p>①執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類 組織図（写）</p> <p>②業務執行を行う特定の事業部門が建設業に関する事業部門であることを確認するための書類 業務分掌規程（写）</p> <p>③取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類 定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録のいずれか（写）</p> <p>④執行役員等としての経営管理経験の期間を確認するための書類 取締役会の議事録、人事発令書のいずれか（写）</p> <p>ホ 経営業務補佐経験で申請する場合の確認資料（①～③の要件を全て満たす必要があります。）</p> <p>①被認定者による経験が業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位における経験に該当することを確認するための書類 組織図（写）</p> <p>②被認定者における経験が補佐経験に該当することを確認するための書類 業務分掌規程、過去の稟議書のいずれか（写）</p> <p>③補佐経験の期間を確認するための書類 人事発令書（写）</p> <p>3 法第7条第1号（規則第7条第1号イ）の期間を証明するものとして次のいずれか</p> <p>イ 変更届出書（決算報告）の表紙及び直前三年の各事業年度における工事施工金額〔様式第三号〕（期間分）の写</p> <p>ロ 工事請負契約書、工事請書、注文書等（期間分）の写</p> <p>ハ 発注証明書+領収書又は請求書+入金確認書の写（期間分）</p>
更 新	<p>常勤性を証明するものとして上記1のイ～ニのいずれか</p>

改 定 後

- (注1) 変更する場合の確認資料は「新規・追加」と同様
- (注2) 確認資料として確定申告書を提出する場合で、電子申告により確定申告を行っている場合には、税務署の受信通知を添付してください。
- (注3) 経験年数については、概ね四半期に1件程度の工事を確認します。
(工期の始期及び終期が属する四半期を含めてカウントします。)
なお、電気工事業の営業に当たっては、電気工事業の業務の適正化に関する法律(昭和45年法律第96号)第3条の規定により登録を受けなければならないため、登録を受けて営業した期間のみ経験年数として認めます。
- (注4) 必要に応じて、上記資料以外の資料を確認する場合があります。
- (注5) 確認資料について不明な点がある場合には、事前にお問い合わせください。
- (注6) 過去5年以内に申請(届出)事業者の建設業法第7条第1号(規則第7条第1号イ)に規定される常勤役員等(令和2年9月30日以前における経營業務の管理責任者)として証明された者を再度証明する場合の特例
今回の申請(届出)に添付する常勤役員等証明書(様式第七号)と、過去5年以内に作成し証明された常勤役員等証明書(様式第七号)(令和2年9月30日以前における経營業務の管理責任者証明書(様式第七号))の記載内容が同一である場合、上記の、「2 役職名及び経験年数を確認するもの」及び「3 法第7条第1号(規則第7条第1号イ)の期間を証明するもの」に関する資料の提出を省略することができます。
その際、過去に提出した常勤役員等証明書(様式第七号)(令和2年9月30日以前における経營業務の管理責任者証明書(様式第七号))の副本の写し及び、それらの書類を提出した際の過去の建設業許可申請書(様式第一号)又は変更届出書(様式第二十二号の二)の副本の写し(土木事務所の受付印が確認できないものは不可。)を確認資料として添付してください。
※資料の提出を省略するものであり、審査を省略するものではありません。
※省略の対象となるのは、申請(届出)事業者において、過去5年以内に常勤役員等として証明された方に限られます。
- (注7) 資料の提出に関し「いずれか」と記載がある項目についても、提出された資料で要件を満たしていることが確認できない場合は追加で資料の提出を求めますので、用意できる資料についてはあらかじめ持参するようお願いいたします。

改 定 前

改定後

(13) 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書〔様式第七号の二〕

(当該用紙の記載要領を必ずご覧ください。)

様式第七号の二 (第三条関係)

被証明者1人につき、証明者別に作成する。

役員等としての経験を有した期間を記載する(注1)。証明者が証明できる期間。

代表取締役、取締役、事業主、支配人等の役職名を記載する。

証明者が申請者以外の建設業者である場合は、許可番号、許可年月日、許可業種を記載する。

①申請者が法人の場合
②申請者が個人の場合
③申請者が個人で支配人を置いている場合

区分が変更の場合は、変更年月日を記載する。

大臣……………00
宮城県知事…04

姓の最初から2文字を記入

身元(身分)証明書の字で記入。

1 新規申請の場合
2 現在証明されている常勤役員等を変更する場合
3 更新、業種追加、般特新規を申請する場合(変更を伴わない場合)

右詰めで記入し左余白は必ず“0”で埋める。

複数の許可を受けている場合は、最も古いものを記入する。

証明者は、証明しようとする期間被証明者が在職していた法人の代表者又は個人の事業主とする(注2)。

許可申請書に添付する場合は下段を、それ以外の場合は上段を消す。

申請書提出者
宮城県仙台市青葉区3-8-1
株式会社仙台建設
代表取締役 仙台太郎

申請者
宮城県仙台市青葉区3-8-1
株式会社仙台建設
代表取締役 仙台太郎

申請又は提出の区分
大臣コード
許可年月日
許可番号

【新規・変更後・常勤役員等の更新等】
氏名のフリガナ
氏名
住所
元号(令和、平成、昭和、大正、明治)
生年月日

【変更前】
氏名
住所
元号(令和、平成、昭和、大正、明治)
生年月日

常勤役員等の略歴については、別紙による。

(注1)

証明者が同一である場合で、被証明者の経験期間が休職又は出向等によって中断している場合は、当該経験期間を2段書きにして1枚の証明書で証明することができる。

(注2)

正当な理由によりこの方法によることが出来ない場合は「備考」の欄に理由を記入して、当該事実を証明できる他の者(当時の取締役、本人が証明)の証明を得ること。

改定前

(13) 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書〔様式第七号の二〕

(当該用紙の記載要領を必ずご覧ください。)

様式第七号 (第三条関係)

被証明者1人につき、証明者別に作成する。

役員等としての経験を有した期間を記載する(注1)。証明者が証明できる期間。

代表取締役、取締役、事業主、支配人等の役職名を記載する。

証明者が申請者以外の建設業者である場合は、許可番号、許可年月日、許可業種を記載する。

①申請者が法人の場合
②申請者が個人の場合
③申請者が個人で支配人を置いている場合

区分が変更の場合は、変更年月日を記載する。

大臣……………00
宮城県知事…04

姓の最初から2文字を記入

身元(身分)証明書の字で記入。

1 新規申請の場合
2 現在証明されている常勤役員等を変更する場合
3 更新、業種追加、般特新規を申請する場合(変更を伴わない場合)

右詰めで記入し左余白は必ず“0”で埋める。

複数の許可を受けている場合は、最も古いものを記入する。

証明者は、証明しようとする期間被証明者が在職していた法人の代表者又は個人の事業主とする(注2)。

許可申請書に添付する場合は下段を、それ以外の場合は上段を消す。

申請書提出者
宮城県仙台市青葉区3-8-1
株式会社仙台建設
代表取締役 仙台太郎

申請者
宮城県仙台市青葉区3-8-1
株式会社仙台建設
代表取締役 仙台太郎

申請又は提出の区分
大臣コード
許可年月日
許可番号

【新規・変更後・常勤役員等の更新等】
氏名のフリガナ
氏名
住所
元号(令和、平成、昭和、大正、明治)
生年月日

【変更前】
氏名
住所
元号(令和、平成、昭和、大正、明治)
生年月日

常勤役員等の略歴については、別紙による。

(注1)

証明者が同一である場合で、被証明者の経験期間が休職又は出向等によって中断している場合は、当該経験期間を2段書きにして1枚の証明書で証明することができる。

(注2)

正当な理由によりこの方法によることが出来ない場合は「備考」の欄に理由を記入して、当該事実を証明できる他の者(当時の取締役、本人が証明)の証明を得ること。

改定後

(13) 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書〔様式第七号の二〕

(当該用紙の記載要領を必ずご覧ください。)

常勤役員等を補佐する者は、同一の者が複数の常勤役員等を直接に補佐する者を兼ねる場合であっても、それぞれの業務経験ごとに作成する。

被証明者1人につき、証明者別に作成する。

建設業の労務管理の業務経験を有した期間を記載する(注1)。証明者が証明できる期間。

(第三面)

下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の労務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものであることに相違ありません。

申請者 宮城県知事 殿	申請書 届出者	令和○年○月○日 宮城県仙台市青葉区3-1-1 株式会社仙台建設 代表取締役 仙台太郎
役職名等 総務部長	経験年数 平成27年4月から令和2年3月まで 満5年	社員
証明者と被証明者との関係 社員	備考 (例) 宮城県知事(様-16)第12345号 土木工業 平成16年6月25日許可	

変更の場合は、変更年月日を記載する。

大臣.....00
宮城県知事...04

姓の最初から2文字を記入

身元(身分)証明書の字で記入。

申請書又は届出書の区分 [2] [7] [1] (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する)

変更の年月日 令和 年 月 日

大臣コード
宮城県知事 04

許可番号 [2] [3] [0] [4] 宮城県知事(様-16)第 [0] [7] [2] [3] [4] [5] 号 令和 [0] [7] 年 [0] [8] 月 [2] [5] 日

複数の許可を受けている場合は、最も古いものを記入する。

右詰めで記入し左余白は必ず“0”で埋める。

1 新規申請の場合
2 現在証明されている常勤役員等を直接に補佐する者を変更する場合
3 更新、業種追加、般特新規を申請する場合(変更を伴わない場合)

氏名のフリガナ [2] [8] [セ] [ン]
元号(令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M)
氏名 [2] [9] [仙] [台] [三] [郎] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] []
生年月日 [5] [3] [9] [年] [0] [8] [月] [2] [5] [日]

住所 宮城県多賀城市錦ヶ谷1-4-1

備考
常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

(注1)

証明者が同一である場合で、被証明者の経験期間が休職又は出向等によって中断している場合は、当該経験期間を2段書きにして1枚の証明書で証明することができる。

(注2)

正当な理由によりこの方法によることが出来ない場合は「備考」の欄に理由を記入して、当該事実を証明できる他の者(当時の取締役、本人が証明)の証明を得ること。

改定前

(13) 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書〔様式第七号の二〕

(当該用紙の記載要領を必ずご覧ください。)

常勤役員等を補佐する者は、同一の者が複数の常勤役員等を直接に補佐する者を兼ねる場合であっても、それぞれの業務経験ごとに作成する。

被証明者1人につき、証明者別に作成する。

建設業の労務管理の業務経験を有した期間を記載する(注1)。証明者が証明できる期間。

(第三面)

下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の労務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものであることに相違ありません。

申請者 宮城県知事 殿	申請書 届出者	令和○年○月○日 宮城県仙台市青葉区3-1-1 株式会社仙台建設 代表取締役 仙台太郎
役職名等 総務部長	経験年数 平成27年4月から令和2年3月まで 満5年	社員
証明者と被証明者との関係 社員	備考 (例) 宮城県知事(様-16)第12345号 土木工業 平成16年6月25日許可	

変更の場合は、変更年月日を記載する。

大臣.....00
宮城県知事...04

姓の最初から2文字を記入

身元(身分)証明書の字で記入。

申請書又は届出書の区分 [2] [7] [1] (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する)

変更の年月日 令和 年 月 日

大臣コード
宮城県知事 04

許可番号 [2] [3] [0] [4] 宮城県知事(様-16)第 [0] [7] [2] [3] [4] [5] 号 令和 [0] [7] 年 [0] [8] 月 [2] [5] 日

複数の許可を受けている場合は、最も古いものを記入する。

右詰めで記入し左余白は必ず“0”で埋める。

1 新規申請の場合
2 現在証明されている常勤役員等を直接に補佐する者を変更する場合
3 更新、業種追加、般特新規を申請する場合(変更を伴わない場合)

氏名のフリガナ [2] [8] [セ] [ン]
元号(令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M)
氏名 [2] [9] [仙] [台] [三] [郎] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] []
生年月日 [5] [3] [9] [年] [0] [8] [月] [2] [5] [日]

住所 宮城県多賀城市錦ヶ谷1-4-1

備考
常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

(注1)

証明者が同一である場合で、被証明者の経験期間が休職又は出向等によって中断している場合は、当該経験期間を2段書きにして1枚の証明書で証明することができる。

(注2)

正当な理由によりこの方法によることが出来ない場合は「備考」の欄に理由を記入して、当該事実を証明できる他の者(当時の取締役、本人が証明)の証明を得ること。

改定後

(13) 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書〔様式第七号の二〕

(当該用紙の記載要領を必ずご覧ください。)

常勤役員等を補佐する者は、同一の者が複数の常勤役員等を直接に補佐する者を兼ねる場合であっても、それぞれの業務経験ごとに作成する。

被証明者1人につき、証明者別に作成する。

建設業の業務運営の業務経験を有した期間を記載する(注1)。証明者が証明できる期間。

(第四面)

下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の業務運営の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものであることに相違ありません。

地方自治体職員 北宮建設事務所 宮城県知事 殿	申請者 宮城県仙台市青葉区3-1-1 株式会社仙台建設 代表取締役 仙台太郎
-------------------------------	---

令和〇年〇月〇日

業務部長
平成27年4月から令和2年3月まで満5年

社員
宮城県知事(根-16)第12345号
土木工業業 平成16年6月25日許可

申請又は届出の区分 3 1 1 (1.新規 2.変更 3.常勤役員等を直接に補佐する)

変更年月日 令和〇年〇月〇日

大臣コード
大臣.....00
宮城県知事...04

許可番号 2 3 0 4 宮城県知事(根-16)第012345号 令和〇年〇月〇日

複数の許可を受けている場合は、最も古いものを記入する。

右詰めで記入し左余白は必ず“0”で埋める。

区分が変更の場合は、変更年月日を記載する。

大臣.....00
宮城県知事...04

姓の最初から2文字を記入

身元(身分)証明書の字で記入。

氏名フリガナ 3 2 セ ン
氏名 3 3 仙 台 四 郎
住所 宮城県多賀城市錦ヶ谷1-4-1
元号(令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M)
生年月日 5 3 4 年 0 5 月 2 2 日

1 新規申請の場合
2 現在証明されている常勤役員等を直接に補佐する者を変更する場合
3 更新、業種追加、般特新規を申請する場合(変更を伴わない場合)

備考
常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

(注1)
証明者が同一である場合で、被証明者の経験期間が休職又は出向等によって中断している場合は、当該経験期間を2段書きにして1枚の証明書で証明することができる。

(注2)
正当な理由によりこの方法によることが出来ない場合は「備考」の欄に理由を記入して、当該事実を証明できる他の者(当時の取締役、本人が証明)の証明を得ること。

改定前

(13) 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書〔様式第七号の二〕

(当該用紙の記載要領を必ずご覧ください。)

常勤役員等を補佐する者は、同一の者が複数の常勤役員等を直接に補佐する者を兼ねる場合であっても、それぞれの業務経験ごとに作成する。

被証明者1人につき、証明者別に作成する。

建設業の業務運営の業務経験を有した期間を記載する(注1)。証明者が証明できる期間。

(第四面)

下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の業務運営の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものであることに相違ありません。

地方自治体職員 北宮建設事務所 宮城県知事 殿	申請者 宮城県仙台市青葉区3-1-1 株式会社仙台建設 代表取締役 仙台太郎
-------------------------------	---

令和〇年〇月〇日

業務部長
平成27年4月から令和2年3月まで満5年

社員
宮城県知事(根-16)第12345号
土木工業業 平成16年6月25日許可

申請又は届出の区分 3 1 1 (1.新規 2.変更 3.常勤役員等を直接に補佐する)

変更年月日 令和〇年〇月〇日

大臣コード
大臣.....00
宮城県知事...04

許可番号 2 3 0 4 宮城県知事(根-16)第012345号 令和〇年〇月〇日

複数の許可を受けている場合は、最も古いものを記入する。

右詰めで記入し左余白は必ず“0”で埋める。

区分が変更の場合は、変更年月日を記載する。

大臣.....00
宮城県知事...04

姓の最初から2文字を記入

身元(身分)証明書の字で記入。

氏名フリガナ 3 2 セ ン
氏名 3 3 仙 台 四 郎
住所 宮城県多賀城市錦ヶ谷1-4-1
元号(令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M)
生年月日 5 3 4 年 0 5 月 2 2 日

1 新規申請の場合
2 現在証明されている常勤役員等を直接に補佐する者を変更する場合
3 更新、業種追加、般特新規を申請する場合(変更を伴わない場合)

備考
常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

(注1)
証明者が同一である場合で、被証明者の経験期間が休職又は出向等によって中断している場合は、当該経験期間を2段書きにして1枚の証明書で証明することができる。

(注2)
正当な理由によりこの方法によることが出来ない場合は「備考」の欄に理由を記入して、当該事実を証明できる他の者(当時の取締役、本人が証明)の証明を得ること。

改定後

(15) 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書〔様式第七号の二別紙〕

(当該用紙の記載要領を必ずご覧ください。)

施行規則第七条1号ロに規定する常勤役員等を直接に補佐する者について記載すること。

別紙2

(用紙A4)

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書

現住所	宮城県多賀城市鶴ヶ谷1-4-1		
氏名	仙 台 二 郎	生 年 月 日	S 3 2 年 5 月 2 2 日 生
職 名	財 務 部 長		
職 歴	期 間	従 事 し た 職 務 内 容	
	自 S 6 0 年 4 月 1 日 至 H 1 0 年 3 月 3 1 日	(株) 仙 台 建 設 入 社 本 店 営 業 部 勤 務	
	自 H 1 0 年 4 月 1 日 至 H 2 7 年 3 月 3 1 日	本 店 財 務 部 勤 務	
	自 H 2 7 年 4 月 1 日 至 R 2 年 3 月 3 1 日	本 店 財 務 部 長 現 在 に 至 る	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
賞 罰	賞 罰 の 内 容		
	な し		
上記の通り相違ありません。			
令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 氏 名 仙 台 二 郎			

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

現在に至るまでの職歴を記入する。
※様式第七号の二で示した業務経験の期間については、特に具体的に示すこと。

改定前

(15) 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書〔様式第七号の二別紙〕

(当該用紙の記載要領を必ずご覧ください。)

施行規則第七条1号ロに規定する常勤役員等を直接に補佐する者について記載すること。

別紙2

(用紙A4)

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書

現住所	宮城県多賀城市鶴ヶ谷1-4-1		
氏名	仙 台 二 郎	生 年 月 日	S 3 2 年 5 月 2 2 日 生
職 名	財 務 部 長		
職 歴	期 間	従 事 し た 職 務 内 容	
	自 S 6 0 年 4 月 1 日 至 H 1 0 年 3 月 3 1 日	(株) 仙 台 建 設 入 社 本 店 営 業 部 勤 務	
	自 H 1 0 年 4 月 1 日 至 H 2 7 年 3 月 3 1 日	本 店 財 務 部 勤 務	
	自 H 2 7 年 4 月 1 日 至 R 2 年 3 月 3 1 日	本 店 財 務 部 長 現 在 に 至 る	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
賞 罰	賞 罰 の 内 容		
	な し		
上記の通り相違ありません。			
令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 氏 名 仙 台 二 郎			

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

現在に至るまでの職歴を記入する。
※様式第七号の二で示した業務経験の期間については、特に具体的に示すこと。

改 定 後

適正な経営体制の確認資料（規則第7条1号ロ該当の場合）	
新 規 ・ 追 加	<p>○常勤役員等について</p> <p>1 常勤性を証明するものとして次のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写 ロ 健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書の写 ハ 住民税特別徴収義務者指定及び税額通知の写 ニ 確定申告書→法人においては法人税確定申告書の表紙及び役員報酬手当等及び人件費の内訳書の写 →個人においては所得税確定申告書の表紙の写及び専従者欄の写 <p style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">被保険者等記号・番号に マスキングをすること。</p> <p>※出向の場合には別途確認資料が必要となります。個別に御相談ください。 ※現住所が勤務を要する営業所の所在地から遠距離にある場合（通勤時間が標準的な通勤経路において概ね2時間を超える場合は、（公共交通機関利用の場合は）通勤定期券、（車通勤の場合は）通勤経路図（所要時間を明記して作成）及び高速料金領収証、E T Cの利用明細書等の資料（写）を追加で提出していただきます。</p> <p>2 役職名及び経験年数を確認するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 法人の役員にあっては、登記事項証明書又は閉鎖した役員欄の謄本（期間分） なお、更新の場合で経営業務の管理責任者に変更がない場合は確認資料不要。 ロ 令第3条に規定する使用人にある場合は、期間分の建設業許可申請書及び変更届出書（着任時と退任時）等の写 ハ 個人の場合は経営経験を証明する期間分の確定申告書の写 <p>※役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。）としての経験を証明する場合は、個別に御相談ください。</p> <p>3 法第7条第1号（規則第7条第1号ロ）の期間を証明するものとして次のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> ※建設業以外の会社における役員等の経験期間については添付不要。 イ 変更届出書（決算報告）の表紙及び直前三年の各事業年度における工事施工金額〔様式第三号〕（期間分）の写 ロ 工事請負契約書、工事請書、注文書等（期間分）の写 ハ 発注証明書＋領収書又は請求書＋入金確認書の写（期間分） <p>○当該常勤役員等を直接に補佐する者について 個別に御相談ください。</p>
更 新	<p>常勤性を証明するものとして上記1のイ～ニのいずれか</p>

（注1）変更する場合の確認資料は「新規・追加」と同様

（注2）確認資料として確定申告書を提出する場合で、電子申告により確定申告を行っている場合には、税務署の受信通知を添付してください。

（注3）経験年数については、概ね四半期に1件程度の工事を確認します。
（工期の始期及び終期が属する四半期を含めてカウントします。）
なお、電気工事業の営業に当たっては、電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）第3条の規定により登録を受けなければならないため、登録を受けて営業した期間のみ経験年数として認めます。

（注4）必要に応じて、上記資料以外の資料を確認する場合があります。

（注5）確認資料について不明な点がある場合には、事前にお問い合わせください。

改 定 前

適正な経営体制の確認資料（規則第7条1号ロ該当の場合）	
新 規 ・ 追 加	<p>⑥常勤役員等について</p> <p>1 常勤性を証明するものとして次のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写 ロ 健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書の写 ハ 住民税特別徴収義務者指定及び税額通知の写 ニ 確定申告書→法人においては法人税確定申告書の表紙及び役員報酬手当等及び人件費の内訳書の写 →個人においては所得税確定申告書の表紙の写及び専従者欄の写 <p style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">被保険者等記号・番号に マスキングをすること。</p> <p>※出向の場合には別途確認資料が必要となります。個別に御相談ください。 ※現住所が勤務を要する営業所の所在地から遠距離にある場合（通勤時間が標準的な通勤経路において概ね2時間を超える場合は、（公共交通機関利用の場合は）通勤定期券、（車通勤の場合は）通勤経路図（所要時間を明記して作成）及び高速料金領収証、E T Cの利用明細書等の資料（写）を追加で提出していただきます。</p> <p>2 役職名及び経験年数を確認するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 法人の役員にあっては、登記事項証明書又は閉鎖した役員欄の謄本（期間分） なお、更新の場合で経営業務の管理責任者に変更がない場合は確認資料不要。 ロ 令第3条に規定する使用人にある場合は、期間分の建設業許可申請書及び変更届出書（着任時と退任時）等の写 ハ 個人の場合は経営経験を証明する期間分の確定申告書の写 <p>※役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。）としての経験を証明する場合は、個別に御相談ください。</p> <p>3 法第7条第1号（規則第7条第1号ロ）の期間を証明するものとして次のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> ※建設業以外の会社における役員等の経験期間については添付不要。 イ 変更届出書（決算報告）の表紙及び直前三年の各事業年度における工事施工金額〔様式第三号〕（期間分）の写 ロ 工事請負契約書、工事請書、注文書等（期間分）の写 ハ 発注証明書＋領収書又は請求書＋入金確認書の写（期間分） <p>⑥当該常勤役員等を直接に補佐する者について 個別に御相談ください。</p>
更 新	<p>常勤性を証明するものとして上記1のイ～ニのいずれか</p>

（注1）変更する場合の確認資料は「新規・追加」と同様

（注2）確認資料として確定申告書を提出する場合で、電子申告により確定申告を行っている場合には、税務署の受信通知を添付してください。

（注3）経験年数については、概ね四半期に1件程度の工事を確認します。

（注4）必要に応じて、上記資料以外の資料を確認する場合があります。

（注5）確認資料について不明な点がある場合には、事前にお問い合わせください。

（注6）過去5年以内に申請（届出）事業者の建設業法第7条第1号（規則第7条第1号ロ）に規定される常勤役員等又は当該常勤役員等を直接に補佐する者として証明された者を再度証明する場合の特例

改 定 後

(注6) 過去5年以内に申請(届出)事業者の建設業法第7条第1号(規則第7条第1号ロ)に規定される常勤役員等又は当該常勤役員等を直接に補佐する者として証明された者を再度証明する場合の特例

今回の申請又は届出に添付する常勤役員等及び当該常勤等を直接に補佐する者の証明書(様式第七号の二)と、過去に作成し証明された常勤役員等及び当該常勤等を直接に補佐する者の証明書(様式第七号の二)の記載内容が同一である場合、常勤役員等については、上記「2 役職名及び経験年数を確認するもの」及び「3 法第7条第1号(規則第7条第1号イ)の期間を証明するもの」に関する資料、当該常勤役員等については「被認定者における経験が財務管理、労務管理又は業務運営の業務に関するものであることを確認するための書類」及び「経験の期間を確認するための書類」の提出を省略することができます。

その際、過去に提出した常勤役員等及び当該常勤等を直接に補佐する者の証明書(様式第七号の二)の副本の写し及び、それらの書類を提出した際の過去の建設業許可申請書(様式第一号)又は変更届出書(様式第二十二号の二)の副本の写し(土木事務書の受付印が確認できないものは不可。)を確認資料として添付してください。

※過去に規則第7条第1号ロに規定する常勤役員等として認められた者を、規則第7条第1号イに規定する常勤役員等として申請する場合には、改めて確認資料を提出する必要があります。

※資料の提出を省略するものであり、審査を省略するものではありません。
※省略の対象となるのは、申請(届出)事業者において、過去5年以内に常勤役員等として証明された方に限られます。

(注7) 資料の提出に関し「いずれか」と記載がある項目についても、提出された資料で要件を満たしていることが確認できない場合は追加で資料の提出を求めますので、用意できる資料についてはあらかじめ持参するようお願いいたします。

改 定 前

今回の申請又は届出に添付する常勤役員等及び当該常勤等を直接に補佐する者の証明書(様式第七号の二)と、過去に作成し証明された常勤役員等及び当該常勤等を直接に補佐する者の証明書(様式第七号の二)の記載内容が同一である場合、常勤役員等については、上記「2 役職名及び経験年数を確認するもの」及び「3 法第7条第1号(規則第7条第1号イ)の期間を証明するもの」に関する資料、当該常勤役員等については「被認定者における経験が財務管理、労務管理又は業務運営の業務に関するものであることを確認するための書類」及び「経験の期間を確認するための書類」の提出を省略することができます。

その際、過去に提出した常勤役員等及び当該常勤等を直接に補佐する者の証明書(様式第七号の二)の副本の写し及び、それらの書類を提出した際の過去の建設業許可申請書(様式第一号)又は変更届出書(様式第二十二号の二)の副本の写し(土木事務書の受付印が確認できないものは不可。)を確認資料として添付してください。

※過去に規則第7条第1号ロに規定する常勤役員等として認められた者を、規則第7条第1号イに規定する常勤役員等として申請する場合には、改めて確認資料を提出する必要があります。

※資料の提出を省略するものであり、審査を省略するものではありません。

※省略の対象となるのは、申請(届出)事業者において、過去5年以内に常勤役員等として証明された方に限られます。

(注7) 資料の提出に関し「いずれか」と記載がある項目についても、提出された資料で要件を満たしていることが確認できない場合は追加で資料の提出を求めますので、用意できる資料についてはあらかじめ持参するようお願いいたします。

適正な経営体制の確認資料（規則第7条1号イ該当の場合）

1 常勤性を証明するものとして次のいずれか

- イ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写
 - ロ 健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書の写
 - ハ 住民税特別徴収義務者指定及び税額通知の写
- 二 確定申告書- 法人においては法人税確定申告書の表紙及び役員報酬手当等及び人件費の内訳書の写
- 個人においては所得税確定申告書の表紙の写及び専従者欄の写
- ※ 出向の場合には別途確認資料が必要となります。個別に御相談ください。
※ 現住所が勤務を要する営業所の所在地から遠距離にある場合（通勤時間が標準的な通勤経路において概ね2時間を超える場合は、（公共交通機関利用の場合は）通勤定期券、（車通勤の場合は）通勤経路図（所要時間を明記して作成）及び高速料金領収証、ETCの利用明細書等の資料（写）を追加で提出していただきます。

被保険者等記号・番号に
マスキングをすること。

2 役職名及び経験年数を確認するもの

- イ 法人の役員にあつては、登記事項証明書又は閉鎖した役員欄の謄本（期間分）
なお、更新の場合で経営業務の管理責任者に変更がない場合は確認資料不要。
 - ロ 令第3条に規定する使用人にあつては、期間分の建設業許可申請書及び変更届出書（着任時と退任時）等の写
 - ハ 個人の場合は経営経験を証明する期間分の確定申告書の写
- 二 執行役員等（※）で申請する場合の確認資料（㊦～㊨の要件を全て満たす必要があります。）
- ※ 取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮および命令のもとに、具体的な業務執行に専念した者。
- ㊦ 執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類
組織図（写）
 - ㊧ 業務執行を行う特定の事業部門が建設業に関する事業部門であることを確認するための書類
業務分掌規程（写）
 - ㊨ 取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類
定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録のいずれか（写）
 - ㊩ 執行役員等としての経営管理経験の期間を確認するための書類
取締役会の議事録、人事発令書のいずれか（写）
- ホ 経営業務補佐経験で申請する場合の確認資料（㊰～㊲の要件を全て満たす必要があります。）
- ㊰ 被認定者による経験が業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位における経験に該当することを確認するための書類
組織図（写）
 - ㊱ 被認定者における経験が補佐経験に該当することを確認するための書類
業務分掌規程、過去の稟議書のいずれか（写）
 - ㊲ 補佐経験の期間を確認するための書類
人事発令書（写）
- 3 法第7条第1号（規則第7条第1号イ）の期間を証明するものとして次のいずれか
- イ 変更届出書（決算報告）の表紙及び直前三年の各事業年度における工事施工金額〔様式第三号〕（期間分）の写
 - ロ 工事請負契約書、工事請書、注文書等（期間分）の写
 - ハ 発注証明書+領収書又は請求書+入金確認書の写（期間分）

更新

常勤性を証明するものとして上記1のイ～二のいずれか

改 定 後

改 定 前

(注1) 変更する場合の確認資料は「新規・追加」と同様

(注2) 確認資料として確定申告書を提出する場合で、電子申告により確定申告を行っている場合には、税務署の受信通知を添付してください。

(注3) 経験年数については、概ね四半期に1件程度の工事を確認します。

(注4) 必要に応じて、上記資料以外の資料を確認する場合があります。

(注5) 確認資料について不明な点がある場合には、事前にお問い合わせください。

(注6) 過去5年以内に申請（届出）事業者の建設業法第7条第1号（規則第7条第1号イ）に規定される常勤役員等（令和2年9月30日以前における経營業務の管理責任者）として証明された者を再度証明する場合の特例

今回の申請（届出）に添付する常勤役員等証明書（様式第七号）と、過去5年以内に作成し証明された常勤役員等証明書（様式第七号）（令和2年9月30日以前における経營業務の管理責任者証明書（様式第七号））の記載内容が同一である場合、上記の、「2 役職名及び経験年数を確認するもの」及び「3 法第7条第1号（規則第7条第1号イ）の期間を証明するもの」に関する資料の提出を省略することができます。

その際、過去に提出した常勤役員等証明書（様式第七号）（令和2年9月30日以前における経營業務の管理責任者証明書（様式第七号））の副本の写し及び、それらの書類を提出した際の過去の建設業許可申請書（様式第一号）又は変更届出書（様式第二十二号の二）の副本の写し（土木事務所の受付印が確認できないものは不可。）を確認資料として添付してください。

※ 資料の提出を省略するものであり、審査を省略するものではありません。

※ 省略の対象となるのは、申請（届出）事業者において、過去5年以内に常勤役員等として証明された方に限られます。

(注7) 資料の提出に関し「いずれか」と記載がある項目についても、提出された資料で要件を満たしていることが確認できない場合は追加で資料の提出を求めますので、用意できる資料についてはあらかじめ持参するようお願いいたします。

改定後

(17) 専任技術者証明書(新規・変更) [様式第八号]

(当該用紙の記載要領を必ずご覧ください。)

この様式は次の場合に使用する。(区分)
 ○ 新規(許可換え, 般特含む)の申請をする場合1
 ○ 現在証明されている専任技術者の担当業種, 資格に変更があった場合2
 ○ 営業所の新設に伴って専任技術者を追加する場合3
 ○ 専任技術者が交替する場合3・4
 ○ 婚姻等により姓又は名が変わった場合 (2枚使用)
 ○ 現在専任技術者となっている者が所属営業所のみ変更した場合5
 ※ 区分2~5については, P. 101, 111も参照

一般建設業の場合は下段を, 特定建設業の場合は上段を消すこと。両方に該当する場合は消さない。

削除の場合以外は「(1)」を「○」で囲む。
 削除の場合は「(2)」を「○」で囲む。

業種の一部廃業若しくは営業所の廃止に伴う専任技術者の削除は, 届出書(様式二十二号の三)により届け出ること。

様式第八号 (第三条関係)

専任技術者証明書(新規・変更)

区分1のときは下段を, 区分2~5のときは上段を消す。

申請者 宮城県仙台市青葉区本町3-1-1 株式会社仙台建設 代表取締役 仙台 太郎

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

区 分 1 2 3 4 5

氏 名 姓 名 フリガナ スガワラ サブロー

生年月日 5 月 12 日

資格区分 1 2 3 4 5

現在担当する建設工事の種類

営業所の名称 (旧所属) 本座 (S 6 0 . 4 . 1 入社)

専任技術者の住所 宮城県仙台市青葉区野田2-9-1

採用年月日

姓の最初から2文字記入。

P.69の建設業の種類・有資格区分のコード番号表に当たって該当する数字を記入する。

国家資格者はP.70~72の資格表を参照し, 該当するコード番号を記入する。(例)1級土木施工管理技士-13

区分2~5のとき記載する。

国家資格がある場合は, 資格証明書の字で記入。実務経験のみの場合は住民票の字(ただし経営業務の管理責任者を兼ねている場合で登記されている場合)で登記されている場合でその登記事項証明書の字)で記入する。

第2種電気工事士は免許交付後3年, 電気主任技術者は免許交付後5年, 技能検定2級合格者は合格後1年, 給水装置工事主任技術者は免許交付後1年, 地すべり防止工事士及び建築設備士並びに1級計装士は認定後1年の実務経験証明書を添付する。
 ※ 平成16年度以降の職業能力開発促進法に基づく2級の技能検定に合格された方は, 合格該当業種の建設工事に關し3年以上の実務経験が必要になります。

改定前

(17) 専任技術者証明書(新規・変更) [様式第八号]

(当該用紙の記載要領を必ずご覧ください。)

この様式は次の場合に使用する。(区分)
 ○ 新規(許可換え, 般特含む)の申請をする場合1
 ○ 現在証明されている専任技術者の担当業種, 資格に変更があった場合2
 ○ 営業所の新設に伴って専任技術者を追加する場合3
 ○ 専任技術者が交替する場合3・4
 ○ 婚姻等により姓又は名が変わった場合 (2枚使用)
 ○ 現在専任技術者となっている者が所属営業所のみ変更した場合5
 ※ 区分2~5については, P. 101, 111も参照

一般建設業の場合は下段を, 特定建設業の場合は上段を消すこと。両方に該当する場合は消さない。

削除の場合以外は「(1)」を「○」で囲む。
 削除の場合は「(2)」を「○」で囲む。

業種の一部廃業若しくは営業所の廃止に伴う専任技術者の削除は, 届出書(様式二十二号の三)により届け出ること。

様式第八号 (第三条関係)

専任技術者証明書(新規・変更)

区分1のときは下段を, 区分2~5のときは上段を消す。

申請者 宮城県仙台市青葉区本町3-1-1 株式会社仙台建設 代表取締役 仙台 太郎

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

区 分 1 2 3 4 5

氏 名 姓 名 フリガナ スガワラ サブロー

生年月日 5 月 12 日

資格区分 1 2 3 4 5

現在担当する建設工事の種類

営業所の名称 (旧所属) 本座 (S 6 0 . 4 . 1 入社)

専任技術者の住所 宮城県仙台市青葉区野田2-9-1

採用年月日

姓の最初から2文字記入。

P.57の建設業の種類・有資格区分のコード番号表に当たって該当する数字を記入する。

国家資格者はP.58~60の資格表を参照し, 該当するコード番号を記入する。(例)1級土木施工管理技士-13

区分2~5のとき記載する。

国家資格がある場合は, 資格証明書の字で記入。実務経験のみの場合は住民票の字(ただし経営業務の管理責任者を兼ねている場合)で登記されている場合でその登記事項証明書の字)で記入する。

第2種電気工事士は免許交付後3年, 電気主任技術者は免許交付後5年, 技能検定2級合格者は合格後1年, 給水装置工事主任技術者は免許交付後1年, 地すべり防止工事士及び建築設備士並びに1級計装士は認定後1年の実務経験証明書を添付する。
 ※ 平成16年度以降の職業能力開発促進法に基づく2級の技能検定に合格された方は, 合格該当業種の建設工事に關し3年以上の実務経験が必要になります。

改 定 後

専任技術者証明書における建設業の種類・有資格区分のコード番号表

一般建設業		建設業の種類 (項番 64)	有資格区分 (項番 65)	特定建設業		建設業の種類 (項番 64)	有資格区分 (項番 65)	
法 第 7 条 第 2 号	イ (指定学科卒業と実務経験)	1	0 1	法第 15 条第 2 号イ (国家資格者)		9	●	
	ロ (実務経験 10 年以上)	4	0 2	法第 15 条第 2 号ロ (指導監督的実務経験)	法第 7 条第 2 号	イ (指定学科卒業と実務経験)	2	0 1
			ロ (実務経験 10 年以上)			5	0 2	
	ハ (国家資格者及び大臣特認)	7	※			ハ (国家資格者及び大臣特認)	8	○
				法第 15 条第 2 号ハ (大臣特認)		同号イと同等以上	3	0 3
						同号ロと同等以上	6	0 4

(注)「※」は P.70~72 の資格表のうち「○」、「□」、及び「●」、「■」のもの。

(注)「●」は P.70~72 の資格表のうち「●」、「■」のもの。また、「○」は P.70~72 の資格表のうち「○」、「□」のもの。

技術者の資格 (指定学科) 表

法第 7 条第 2 号イ該当者

許可を受けようとする建設業	学 科
土木工事業、舗装工事業	土木工学 (農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。)、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業、大工工事業 ガラス工事業、内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業、とび・土工工事業 石工事業、屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業、解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業、電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業、水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業、鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業、消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

(注) 上記学科以外の名称の場合は、事前に卒業証明書及び単位取得証明書等の、履修科目及び取得単位数が確認できる書類 (原本) を持参の上、御相談ください。

改 定 前

専任技術者証明書における建設業の種類・有資格区分のコード番号表

一般建設業		建設業の種類 (項番 64)	有資格区分 (項番 65)	特定建設業		建設業の種類 (項番 64)	有資格区分 (項番 65)	
法 第 7 条 第 2 号	イ (指定学科卒業と実務経験)	1	0 1	法第 15 条第 2 号イ (国家資格者)		9	●	
	ロ (実務経験 10 年以上)	4	0 2	法第 15 条第 2 号ロ (指導監督的実務経験)	法第 7 条第 2 号	イ (指定学科卒業と実務経験)	2	0 1
			ロ (実務経験 10 年以上)			5	0 2	
	ハ (国家資格者及び大臣特認)	7	※			ハ (国家資格者及び大臣特認)	8	○
				法第 15 条第 2 号ハ (大臣特認)		同号イと同様	3	0 3
						同号ロと同様	6	0 4

(注)「※」は P.70~72 の資格表のうち「○」、「□」または「☆」、及び「●」、「■」または「★」のもの

(注)「●」は P.70~72 の資格表のうち「●」、「■」または「★」のもの。また、「○」は P.70~72 の資格表のうち「○」、「□」または「☆」のもの

技術者の資格 (指定学科) 表

法第 7 条第 2 号イ該当者

許可を受けようとする建設業	学 科
土木工事業、舗装工事業	土木工学 (農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。)、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業、大工工事業 ガラス工事業、内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業、とび・土工工事業 石工事業、屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業、解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業、電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業、水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業、鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業、消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

(注) 上記学科以外の名称の場合は、事前に卒業証明書及び単位取得証明書等の、履修科目及び取得単位数が確認できる書類 (原本) を持参の上、御相談ください。

改定後

6 その他

行政書士が申請を代行する場合、申請者欄には申請者名のみ記名し、書類の作成も行った場合は行政書士法施行規則第9条第2項に基づき、申請書の欄外に書類作成者として行政書士名を記名して押印すること。この場合は委任状の提出を要しないが、自ら代理人として提出書類の訂正等を行うことは出来ない。

●代理人の記名押印で可なもの

≪建設業許可、認可及び経営事項審査に関するもの≫

- ・ 建設業許可申請書〔様式第一号〕の申請者の欄
- ・ 専任技術者証明書（新規・変更）〔様式第八号〕の申請者・届出者の欄（専任技術者の交代に伴う削除の場合のみ）
- ・ 変更届出書〔様式第二十二号の二〕の届出者の欄
- ・ 決算の変更届出書の届出者の欄
- ・ 届出書〔様式第二十二号の三〕の届出者の欄
- ・ 廃業届〔様式第二十二号の四〕の届出者の欄
- ・ 譲渡及び譲受け認可申請書〔様式第二十二号の五〕の申請者欄
- ・ 合併認可申請書〔様式第二十二号の七〕の申請者欄
- ・ 分割認可申請書〔様式第二十二号の八〕の申請者欄
- ・ 相続認可申請書〔様式第二十二号の十〕の申請者欄
- ・ 届出書〔様式第二十二号の九〕の届出者の欄
- ・ 届出書〔様式第二十二号の十二〕の届出者の欄
- ・ 経営規模等評価申請書〔様式第二十五号の十一〕の申請者の欄

≪解体工事業登録申請に関するもの≫

- ・ 解体工事業登録申請書〔別記様式第1号〕
- ・ 解体工事業登録事項変更届出書〔別記様式第6号〕

≪浄化槽工事業登録に関するもの≫

- ・ 浄化槽工事業登録申請書〔別記様式第1号〕
- ・ 浄化槽工事業登録変更事項届出書〔別記様式第7号〕
- ・ 特例浄化槽工事業者届出書〔別記様式第11号〕
- ・ 特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書〔別記様式第12号〕

●代理人の記名押印は不可なもの

≪建設業許可、認可及び経営事項審査に関するもの≫

- ・ 誓約書〔様式第六号〕の申請者の欄
- ・ 常勤役員等証明書〔様式第七号〕の証明者の欄
- ・ 常勤役員等証明書〔様式第七号〕の申請者の欄
- ・ 常勤役員等及び当該常勤等役員等を直接に補佐する者の証明書〔様式第七号の二〕の証明者の欄
- ・ 常勤役員等及び当該常勤等役員等を直接に補佐する者の証明書〔様式第七号の二〕の申請者の欄
- ・ 健康保険等の加入状況〔様式第七号の三〕の申請者・届出者の欄
- ・ 専任技術者証明書（新規・変更）〔様式第八号〕の申請者・届出者の欄（専任技術者の交代に伴う削除の場合を除く）
- ・ 実務経験証明書〔様式第九号〕の証明者の欄
- ・ 指導監督的実務経験証明書〔様式第十号〕の証明者の欄
- ・ 許可申請者の略歴書〔様式第十二号〕の氏名の欄
- ・ 令第3条に規定する使用人の略歴書〔様式第十三号〕の氏名の欄
- ・ 誓約書〔様式第二十二号の六〕の申請者の欄
- ・ 誓約書〔様式第二十二号の十一〕の申請者の欄
- ・ 経営規模等評価申請手数料貼り付け書の申請者の欄

≪解体工事業登録申請に関するもの≫

改定前

6 その他

行政書士が申請を代行する場合、申請者欄には申請者名のみ記名_____し、書類の作成も行った場合は行政書士法施行規則第9条第2項に基づき、申請書の欄外に書類作成者として行政書士名を記名して押印すること。この場合は委任状の提出を要しないが、自ら代理人として提出書類の訂正等を行うことは出来ない。

●代理人の記名押印で可なもの

≪建設業許可、認可及び経営事項審査に関するもの≫

- ・ 建設業許可申請書〔様式第一号〕の申請者の欄
- ・ 専任技術者証明書（新規・変更）〔様式第八号〕の申請者・届出者の欄（専任技術者の交代に伴う削除の場合のみ）
- ・ 変更届出書〔様式第二十二号の二〕の届出者の欄
- ・ 決算の変更届出書の届出者の欄
- ・ 届出書〔様式第二十二号の三〕の届出者の欄
- ・ 廃業届〔様式第二十二号の四〕の届出者の欄
- ・ 譲渡及び譲受け認可申請書〔様式第二十二号の五〕の申請者欄
- ・ 合併認可申請書〔様式第二十二号の七〕の申請者欄
- ・ 分割認可申請書〔様式第二十二号の八〕の申請者欄
- ・ 相続認可申請書〔様式第二十二号の十〕の申請者欄
- ・ 届出書〔様式第二十二号の九〕の届出者の欄
- ・ 届出書〔様式第二十二号の十二〕の届出者の欄
- ・ 経営規模等評価申請書〔様式第二十五号の十一〕の申請者の欄

≪解体工事業登録申請に関するもの≫

- ・ 解体工事業登録申請書〔別記様式第1号〕
- ・ 解体工事業登録事項変更届出書〔別記様式第6号〕

≪浄化槽工事業登録に関するもの≫

- ・ 浄化槽工事業登録申請書〔別記様式第1号〕
- ・ 浄化槽工事業登録変更事項届出書〔別記様式第7号〕
- ・ 特例浄化槽工事業者届出書〔別記様式第11号〕
- ・ 特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書〔別記様式第12号〕

●代理人の記名押印は不可なもの

≪建設業許可、認可及び経営事項審査に関するもの≫

- ・ 誓約書〔様式第六号〕の申請者の欄
- ・ 常勤役員等証明書〔様式第七号〕の証明者の欄
- ・ 常勤役員等証明書〔様式第七号〕の申請者の欄
- ・ 常勤役員等及び当該常勤等役員等を直接に補佐する者の証明書〔様式第七号の二〕の証明者の欄
- ・ 常勤役員等及び当該常勤等役員等を直接に補佐する者の証明書〔様式第七号の二〕の申請者の欄
- ・ 健康保険等の加入状況〔様式第七号の三〕の申請者・届出者の欄
- ・ 専任技術者証明書（新規・変更）〔様式第八号〕の申請者・届出者の欄（専任技術者の交代に伴う削除の場合を除く）
- ・ 実務経験証明書〔様式第九号〕の証明者の欄
- ・ 指導監督的実務経験証明書〔様式第十号〕の証明者の欄
- ・ 許可申請者の略歴書〔様式第十二号〕の氏名の欄
- ・ 令第3条に規定する使用人の略歴書〔様式第十三号〕の氏名の欄
- ・ 誓約書〔様式第二十二号の六〕の申請者の欄
- ・ 誓約書〔様式第二十二号の十一〕の申請者の欄
- ・ 経営規模等評価申請手数料貼り付け書の申請者の欄

≪解体工事業登録申請に関するもの≫

改定後

(知事許可業者用) 建設業許可申請書及び変更届出書等提出書類一覧表

Table with columns for '区分' (Category), '縦じる順序(許可申請時)' (Order of submission), '様式番号' (Form No.), '申請書及び添付書類' (Applicants and attached documents), and '許可申請' (Application) with sub-columns 1-9 for different permit types.

○印は必要書類 ☆印は場合によって提出が必要な書類 △印は変更があれば必要な書類
注1 常勤役員等は提出不要
注2 法務局が交付する「登記されていないことの証明書」及び市区町村長が交付する「身元証明書」

改定前

(知事許可業者用) 建設業許可申請書及び変更届出書等提出書類一覧表

Table with columns for '区分' (Category), '縦じる順序(許可申請時)' (Order of submission), '様式番号' (Form No.), '申請書及び添付書類' (Applicants and attached documents), and '許可申請' (Application) with sub-columns 1-9 for different permit types.

○印は必要書類 ☆印は場合によって提出が必要な書類 △印は変更があれば必要な書類
注1 常勤役員等は提出不要
注2 法務局が交付する「登記されていないことの証明書」及び市区町村長が交付する「身元証明書」

